

第 59 回 電力・ガス基本政策小委員会の議題についての意見

2023 年 3 月 1 日
森・濱田松本法律事務所
弁護士 四元 弘子

議題（2）について

今回の事案で、仮に、大手電力（小売）が、一般送配電事業者のシステムにおいて、小売電気事業者間の公正な競争を阻害しうるような新電力の顧客情報にアクセスできる状態があったのであれば重大な問題で、さらに、それを自身の小売電気事業に利用するようなことがあれば、制度の根幹を揺るがすような問題であると考えます。

こうした事案が実際にあったのかどうかは、まだよく把握できておりませんが、もちろん、問題事案がこれに限るというものではなく、これに至らないものでも、深刻さの程度に違いはあっても、不適切と評価しうる事案は様々ありうると思います。

「資料4」を拝見すると、実際に起きた事案は、かなり多種多様のものであり、現在、監視委にて対応下さっていると理解していますが、まずは事実関係の確認が重要と考えます。具体的には、どのような情報が閲覧可能だったのか、なぜ閲覧可能だったのか、閲覧した情報をどう取り扱ったのか、組織として事態をどう把握したのか等について、正しく理解したいと思います。そうした事実関係を踏まえて、何が問題でどういう措置を講ずるべきかを考える必要があります。「資料4」で抽出いただいている課題・論点については、現時点のものとして、異存ございません。